

## 2. 事業の概要と成果

### (1) 上位目標の達成度

当事業における上位目標は「対象地域の保健栄養人材と住民が乳幼児の保健栄養に関する知識を深めることで地域内の子どもの栄養状態が改善される」ことである。

今期は3期のうちの第2期である。添付資料2は、59ヶ月以下の子どもの栄養状態(体重年齢比)を県別、月齢別に分析したものである。

#### 【ウダイプール県(以下、ウ県)】

2016年5月から2017年1月までの間で、ウ県20村の生後59ヶ月以下の子どもの栄養不良の状態は概ね改善している。5月時点で、57～67%の各月齢の子どもは年齢に対して「正常」の体重であったのに対し、1月時点で、その割合は各月齢において74～90%に上昇した。これは、「栄養不良」(黄色のグラフ)と診断された子どもの割合が5月の26～36%から1月には10～23%に、「重度の栄養不良」(赤色のグラフ)の場合は5月の3～13%から1月には0～3%へ減少、つまり子どもたちの栄養状態が改善した結果である。一方で、月齢別では生後7～24ヶ月児の栄養不良および重度の栄養不良が依然として20%を超えており、今後は当該月齢児の栄養改善により注力していく必要がある。

#### 【ビカネール県(以下、ビ県)】

年齢に対して「正常」の体重である、と判断された生後24ヶ月以下の子どもの割合は、5月の85.6%から1月には81.2%と約5%減少し、栄養状態が悪化しているとの結果が出た。しかしながら、日々のモニタリングで、人々の授乳に関する行動変化がみられること、当事業で初めて雇用した栄養ワーカーがより正確に体重を測ることができるようになっていたことを考慮すると、データの質が5月よりも1月のほうがより現実的なものに近づいた結果、「正常」の体重の子どもの割合が減少したものと判断している。

1月時点で、対象50村の生後24ヶ月以下の子どもは月齢別に見て78～86%が年齢に対して正常の体重であり、8～17%の子どもは「栄養不良」である。一方、「重度の栄養不良」の子どもは5～6%とウ県に比べて割合が高く、今後は重度の栄養不良の子どもの栄養状態の底上げを図っていく必要がある。

### (2) 事業内容

第1期に引き続き、ラジャスタン州ウ県およびビ県の70村を対象に以下の活動を実施した。

#### 1 乳幼児の保健栄養保育施設の職員および地域住民の能力強化

##### 1.1 乳幼児保健栄養テキストの普及

##### 1-1-2 テキストを使った研修の実施(今期より研修対象拡大)

ウ県およびビ県で計7,448人(乳幼児保育施設職員等122人、栄養ワーカー85人、村議会及び自助グループメンバー2,159人、妊産婦・授乳中の母親を含む女性5,082人)に対し乳幼児保健栄養に関する研修を実施した。研修後のテストの合格率が、ウ県では栄養ワーカー、施設職員それぞれ95%、87%であったのに対し、ビ県ではそれぞれ83%、64%とウ県とビ県の間で差がみられた。この理由は、ウ県の一部の対象地域には当事業開始

以前から栄養ワーカーと施設職員が配置されていて、若干の研修経験があったためと考えられる。一方、村議会・自助グループメンバー、妊産婦及び授乳中の母親のテストの合格率は両県とも約70%にとどまった。第3期に栄養ワーカー及び施設職員の更なる指導力強化とともに、研修や月例集会で母親や自助グループ等への知識定着を図っていく。

## 1.2 乳幼児栄養食調理冊子の普及（今期より研修対象拡大）

### 1-2-2 冊子掲載の調理方法の指導、実演する研修の実施

両県で計2,738人（施設職員等153人、妊産婦・授乳中の母親1,871人、村議会・自助グループメンバー714人）を対象に研修を実施した。ビ県では、妊産婦・授乳中の母親および村議会・自助グループメンバーの参加目標1,650人に対し1,719人が、ウ県では650人に対し884人が研修を受けた。、両県ともに想定以上が受講し、研修後のテストも全体の86%（2,349人）が合格した。

「入手可能な食材で栄養バランスのよい食事を準備できるようになった家庭の割合」は、研修前の6月時点のデータ（ウ県23%、ビ県38%）と比較し、ウ県44%（研修開始後3ヶ月目の12月時点）、ビ県52%（研修開始後7ヶ月目の2017年1月時点）と両県ともに改善が見られた。研修後の世帯訪問では、研修で紹介した調理法が日々の食事に取り入れられているのが確認できた。

## 1.3 月例育児指導・相談会

両県合わせて計1,699回の月例育児指導・相談会を開催し、延べ21,289人が参加した。毎月のテーマに沿って、乳幼児保育施設職員が栄養ワーカーと協力して妊産婦や授乳中の母親にトレーニングや世帯訪問を実施した。その結果、「生後6ヶ月間完全母乳で育った乳児の割合」は今期目標60%に対し、ウ県では6月時点で77%、2017年1月時点で87%を記録した。一方、ビ県では、20%前後にとどまっている。母親からの聞き取り調査では、母乳で育てることの重要性は理解されていた。今後はそれが実行されるように啓発を続ける必要がある。

## 1.4 他の活動地域視察トレーニング（今期より実施）

類似事業からの学びを当事業に活かすことを目的に、12月に、ムンバイのスラムでSave the Childrenが実施している乳幼児の栄養改善プロジェクト“Addressing malnutrition among children in Mumbai slums”を当事業関係者20人が視察した。家庭で調理を担当する青少年を研修対象に含める、参加型の研修にゲームを用いる、栄養不良と診断された場合、乳幼児保育施設に登録されていない子どもでも毎日栄養食を提供し、同時に母親に調理を教える、など新たな手法を学んだ。

## 1.5 水衛生習慣改善活動（今期より実施）

水衛生習慣改善研修、啓発ポスターや小冊子の作成・配布、水汲み用柄杓（3,400個）と塩素剤の配布（栄養不良児や1歳未満児、妊産婦のいる3,500世帯）のほか、水衛生に関する

意識を高めるために、人通りの多い公共スペースに衛生啓発のためのイラストとスローガンをペイントした。また、乳幼児保育施設に通う子どもたちに啓発用Tシャツ（手洗い励行、トイレ使用促進、柄杓利用推奨の3パターン）を支給し、家族や他の住民への周囲の人の目に触れることによる啓発も図った。

ウ県では1,107人が研修に参加した。水衛生習慣は、上記の活動により大きく改善した。「食後と排泄後に手洗いを実践する子どもの割合」は6月（活動実施前）の15%に対し、12月までに82%に向上した。また、「水を適切な容器に保存し、維持管理している世帯の割合」は同期間で63%から84%に、「衛生的な方法で調理し、適切に食事をしている世帯の割合」は55%から59%に改善した。一方、ビ県では1,529人が研修に参加した。「水を適切な容器に保存し、維持管理する世帯の割合」は、6月の66%から1月には84%に向上した。また「衛生的な方法で調理し、適切に食事を保存している世帯の割合」も、72%から86%に改善した。

#### 1.6 トイレ使用の促進及び衛生啓発活動(ビ県のみ)

ビ県25村で、歌や人形劇を使った衛生啓発キャラバンを実施した。娯楽がなく、女性と男性と一緒に座る機会が稀な地域で、多くの老若男女が楽しみながら衛生習慣について学ぶことができた。トイレの壁への啓発画ペイントと衛生啓発活動は当期終盤（12月・1月）に実施したため、第3期の水衛生習慣研修や日々の意識啓発活動を通じて、さらに当活動の効果を引き出す計画である。

#### 1.7 家庭菜園設置(ビ県のみ)

子どもに与える栄養食を用意できない貧困世帯に対して家庭菜園の導入を試験的に支援した。低体重の子どものいる150世帯に野菜の種や苗木（だいこん、ニンジン、なす、ほうれん草、瓜、かぼちゃなど）、動物の侵入防止用フェンス等の資材を支給し、連携団体の協力を得て農業指導も行った。すでに野菜が収穫され、子どもの栄養改善に効果が見られている。また、自力で家庭菜園を設置し食事の質改善を図る世帯も出てきていることは、波及効果と考えられる。

## 2 サービス施設の環境整備

### 2.1 乳幼児保育施設の栄養補助食と備品の支給

#### 2-1-1 施設の整備（今期より実施）

トイレがなく、より衛生状態の悪い保育施設を優先し、両県で計51基（ウ県11基、ビ県40基）のトイレを設置した。施設職員による日々の衛生指導や衛生啓発キャラバン（ビ県のみ）との相乗効果もあり、トイレが使用され、屋外排泄が激減したことで施設周辺の衛生環境が改善されている。

## 2-1-2 給食支援（ウ県のみ）

延べ7,204人の子どもに、乳幼児保育施設で栄養価を考慮した給食を支給した。給食は、第1期と同様1日3回とし、1日771キロカロリー摂取を目標としている。

以下は、2015年3月、2016年3月と2017年1月の乳幼児保育施設の子どもの栄養状態（体重対年齢）を比べたものである。当事業開始直後と比較し、子どもの栄養状態は大幅に改善している。

栄養状態（体重年齢比）								
正常			栄養不良			重度の栄養不良		
2015年 3月	2016年 3月	2017年 1月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 1月	2015年3 月	2016年 3月	2017年 1月
63%	87%	90%	33%	11%	9%	3.7%	2%	1%

また、ビ県では給食支給は政府の役割であるため当事業による給食支援は行っていないが、今期ウ県で給食支援による効果を見たビ県の提携団体がビ県の行政機関に対し、ビ県の乳幼児保育施設でも給食支給を徹底するよう提言した。その結果、一部の乳幼児保育施設では毎日給食が支給されるようになった。

### 2.2 乳幼児への微量栄養素等の支給

乳幼児保育施設や簡易健康診断デー、世帯訪問を通して、延べ12,882人の子どもに微量栄養素（鉄分、駆虫剤、ビタミンA、亜鉛）を支給した。これは比較的即効性が高く、子どもの栄養状態改善に大きく貢献している。

### 2.3 世帯情報記録システム（ソフトウェア）の導入

栄養ワーカーを対象に携帯端末を使った研修を1月に行った。6、7月には正確かつ迅速なデータ収集能力を強化するため、フォローアップ研修を行った。それには栄養ワーカー87人と事業スタッフ12人の計99人が参加した。また、更なる能力定着を図るため、毎月の栄養ワーカー対象のミーティングでもフォローアップを行った。

### 2.4 重度栄養不良児の治療支援（今期より支援内容一部追加）

ウ県では、3月に州保健省による栄養不良治療に関わる職員向け研修が終わり、地区病院の一角に4月下旬に正式に栄養不良治療センター（以下、MTC: Malnutrition Treatment Centre）をオープンした。5月から1月にかけて59人の子どもが治療を受け、うち57人が入院した。一般的には10日の入院が必要とされるが、57人中48人が9日以内に退院した。その理由は、入院にかかる交通費などが工面できない、あるいは留守宅の家族の世話だった。

当団体は郡および州保健事務所と交渉し、患者の家族に対し経済的補助を支給する旨の文書を取り付けた（2017年2月2日付け）。これにより、付き添い家族の負担が軽減され、より多くの子どもたちが入院治療の機会を得られるようになる。

ビ県では、延べ 388 人の子どもが簡易健康診断デーや世帯訪問で深刻な栄養不良状態と診断されたが、MTC で治療を受けたのは 42 人だった。うち 2 人が 10 日間の入院治療を終え、残りの 40 人は 3～6 日間で退院した。農業が主な生計手段の世帯が多く、特に農繁期には MTC に子どもを連れて来るとも容易ではないが、栄養ワーカーの継続的な世帯訪問と説得により、子どもを入院させる家族も出てきている。子どもが入院治療を受けた家族が周囲に MTC の意義と効果を広める動きも見られており、緩やかながらも治療を受ける子どもの数の増加が見込まれる。

### 3 啓発イベント

#### 3.1 保健栄養デー（対象：ウ県のみ）

ウ県では、2 月から 1 月まで、276 回の保健栄養デーを開催。延べ 883 人の 2 歳未満児が予防接種を受け、506 人の妊産婦が産前検診を受けた。全ての予防接種を終えた 2 歳未満児の割合は、6 月の 24% に対し、12 月には 51% まで向上した。乳幼児保健栄養研修、栄養ワーカーの育児指導・相談会や世帯訪問での助言等の相乗効果もあり、村内で予防接種や産前検診への意識が高まり、自主的に参加するようになっている。

ビ県では対象 50 村中 44 村で政府が定期的に保健栄養デーを開催している。栄養ワーカーが政府雇用の村の准看護助産師と協力し、妊産婦や母親に参加を推奨した結果、593 回の保健栄養デーにおいて延べ 4,147 人の 2 歳未満児が予防接種を受け、1,232 人の妊産婦が産前検診を受けた。

#### 3.2 簡易健康診断デー

ウ県では、10 か所で簡易健康診断デーを開催し、計 336 人の妊産婦、授乳中の母親、5 歳未満児が診察を受けた。そのうち、12 人の子どもが栄養不良と診断された。

ビ県では、38 か所で簡易健康診断デーを開催し、計 699 人が診察を受け、123 人の子どもが栄養不良と診断され、MTC に照会されるか、栄養ワーカーによるカウンセリングと世帯訪問を受けた。ビ県では、第 1 期は遠隔地に足を運べる医師の確保が困難で、簡易健康診断デーを十分な回数開催できなかったが、今期は村駐在の複数の医師の協力を得て、より多くの子どもと女性が医師の診断を得られるようになった。

#### 3.3 母乳育児推進イベント（今期より実施）

両県で参加者目標数 3,000 人に対し、3,957 人の参加者を得た。

ビ県ルンランサル地区では保健事務所長、子ども開発計画担当官が初日のイベントに参加し、初乳を与えること、完全母乳の重要性を説いた。当事業に関係の深い両省の職員が同時に参加したことで、両省と継続的な協力関係を維持しやす

い環境となった。全 50 村で行ったイベントでは、母乳育児について説明するだけでなく、子どもの栄養状態を測り、健康優良児や正しい母乳育児を実践している母親を表彰した。

ウ県で同様に実施したイベントには、政府の参加は得られなかったが、男性の参加が見られた。男性の理解と関与は子どもの健やかな成長に大きく貢献する。

#### 4 行政を巻き込むワークショップ

##### 4.2 相互現地視察を含むワークショップ

今期は 3.3 母乳育児促進イベントや 4.3 合同視察ワークショップなど情報共有や意見交換の機会が多くあった。そのため、地方行政官の参加はなく、実施団体職員 22 名が集まり、3 日間を通して、当事業 2 年間の達成度や課題を話し合った。

##### 4.3 女性子ども福祉局（監督官）との合同視察ワークショップ（今期より実施）（ビ県のみ実施）

年 3 回、延べ 17 人（4 月 7 人、9 月 6 人、10 月 4 人）の女性子ども福祉局の職員が対象地域を視察した。乳幼児保育施設を利用する子どもの数を増やすこと、施設での給食の頻度や質の改善などを協議した。この視察中に改善の必要が認められた施設 5 箇所に対し、後日、監督官が正式に改善を要求。その結果、この 5 施設でのサービスの質が改善された。

#### (3) 達成された成果

**直接裨益者数**: 18,966 人

（対象 70 村内の対象地域の妊産婦 1,595 人、授乳中の母親・推定 4,788 人、月齢 0-59 ヶ月以下の子ども 11,174 人、トレーニングを受ける乳幼児保育施設職員等 255 人、栄養ワーカー 93 人、地方行政官 11 人、村議会と自助グループ 1,050 人）

**間接裨益者数**: 79,806 人（対象 70 村の対象地域の全人口）

指標に基づく達成度は以下のとおり。

1. 乳幼児保育施設職員や地域住民が研修を受け、家庭レベルで乳幼児の栄養不良の予防・栄養改善に取り組む体制が構築される。
  - 1) 妊産婦と母親が、乳幼児保健栄養について理解し、知識を実践するようになる。

- 乳幼児保健栄養に関し、研修内容を理解した参加者人数と合格者率

対象者	目標 (人)	参加者 (人)	合格者 (人)	合格率
乳幼児保育施設職員など	155	122	84	69%
栄養ワーカー	93	85	74	87%
妊産婦・授乳中の母親	2,100	5,672 *	4,232 *	72%
自助グループと村議会メンバー	1,050	2,159	1,506	70%
合計	4,488	7,448	5,475	74%

\* ウ県は 5 月から毎月開催したため、参加者および合格者数は延べ人数となる。

● 乳幼児栄養食調理に関し、研修内容を理解した参加者人数

対象者	目標 (人)	参加者(人)	合格者(人)	合格率
乳幼児保育施設職員など	0	153	134	88%
自助グループと村議会メンバー	1,050	714	602	84%
妊産婦・授乳中の母親	2,100	1,871	1,613	86%
	3,150	2,738	<b>2,349</b>	<b>86%</b>

【確認方法:研修後テスト結果で正解率 7 割超】

- 指導・相談会に参加した妊産婦・母親の人数:  
今期目標 3,000 人/月: 1,774 人/月 ( 59%達成)

【確認方法:参加者名簿】

※ 妊娠後期の妊産婦と生後 6 ヶ月未満児の母親の多くは、指導・相談会への参加が難しく、目標人数に達しなかった。

- 生後 6 ヶ月間、完全母乳で育った乳児の割合:  
今期目標 50%:

	2016 年 6 月	2017 年 1 月
ウ県	77%	<b>87%</b>
ビ県	16%	<b>19%</b>

- 月齢に適した量・質・濃度の離乳食を摂取している乳幼児の割合:  
今期目標 50%:

	2016 年 6 月	2017 年 1 月
ウ県	43%	<b>44%</b>
ビ県	8%	<b>20%</b>

※11 月初旬の突然の旧高額紙幣の無効化による混乱で現金がなくなり、住民が食料を購入できない時期があったことも間接的に影響していると考えられる。

一方、ビ県は目標には達していないが、大幅な改善が見られた。

- 産前産後健診を適切に受けている妊産婦・授乳中の母親の割合:  
今期目標 65%: ウ県 56%、ビ県 28%

【確認方法:栄養ワーカーによる聴き取り調査】

- 入手可能な食材で、栄養バランスのよい食事を準備できるようになる親の割合:  
今期目標 35%:

	2016 年 6 月	2016 年 12 月	2017 年 1 月
ウ県	22%	<b>44%</b>	—
ビ県	38%	—	<b>52%</b>

※ 栄養食調理法研修前の 6 月と、研修後の 12 月または 1 月の割合を記載。

【確認方法:プロジェクトスタッフによるサンプル調査】

2) 住民が衛生習慣を身に付け、実践するようになる。

- 水衛生習慣改善研修の参加者人数:2,636 人
- 聴き取り調査前の 2 週間以内に下痢をした子どもの割合:  
今期目標 25%減:

	2016 年 6 月	2017 年 1 月
ウ県	7.7%	<b>5.6%</b>
ビ県	2.5%	<b>3.4%</b>

※ 第 1 期に当該指標が正しく取れていなかったため、水衛生習慣改善研修前の 6 月と研修後の 1 月の下痢罹患率を記載。

※ ビ県では 11 月までは 2.0~2.3%だったが、12 月・1 月は 3%台に上昇。不衛生に起因する以外の下痢発症も含まれるものと考えられる。

- 食前と排泄後に手洗いを実践する子どもの割合:  
今期目標 35%:

	2016 年 6 月	2016 年 12 月	2017 年 1 月
ウ県	15%	<b>82%</b>	—
ビ県	59%	—	<b>65%</b>

- 水を適切な容器に保存し、維持管理している世帯の割合:  
今期目標 50%:

	2016 年 6 月	2016 年 12 月	2017 年 1 月
ウ県	63%	<b>84%</b>	—
ビ県	66%	—	<b>84%</b>

- 衛生的な方法で調理し、適切に食事を保存している世帯の割合:  
今期目標 50%:

	2016 年 6 月	2016 年 12 月	2017 年 1 月
ウ県	55%	<b>59%</b>	—
ビ県	72%	—	<b>86%</b>

※ 上記 3 つの指標に関しては、水衛生習慣改善研修前後の 6 月と、研修後の 12 月または 1 月の割合を記載。

【確認方法:プロジェクトスタッフによるサンプル調査】

2. 乳幼児保健栄養にかかる施設が十分な備品や栄養剤を備えて乳幼児への給食や栄養不良児の治療ができるようになる。

- 栄養補助食を支給された 6 歳未満児の人数(ウ県のみ):  
今期目標 750 人/月: 600 人/月  
※ 乳幼児保育施設を利用する子どもが目標 30 人/施設に対し、平均 25 人/施設だったため
- 子どもの定期的な成長記録を行う乳幼児保育施設の割合:  
今期目標 60%: ウ県 100 % ビ県 41%  
【確認方法:乳幼児保育施設の記録簿】
- 微量栄養素を支給された乳幼児の人数:  
今期目標 3,500 人/月:1,074 人/月 (ウ県 656 人/月 ビ県 418 人/月)

- 治療を受けた、対象村に住む重度の急性栄養不良児の人数：  
今期目標 延べ 120 人： 101 人（ウ県 59 人 ビ県 42 人）  
【確認方法：成長測定記録票と、地区保健センターの記録】

3. 住民が、当事業で行う保健サービスを通じて、乳幼児の健康管理を行うようになる。

- 保健栄養デーで予防接種を受けた2歳未満児の人数(ウ県のみ)：  
今期目標 50 人/月/村： 4 人/月/村(8%達成)  
※ 予防接種対象となる2歳未満児の1村当たりの平均が24人前後のため、当初の目標設定が妥当ではなかったと考える。  
【確認方法：各イベントの記録簿】

- 完全予防接種を終えた2歳未満児の割合：  
今期目標 65%：

	6月	7月	12月
ウ県	24%	—	52%
ビ県	—	24%	7%

【確認方法：栄養ワーカーによる聴き取り調査】

- 簡易健康診断デーで健康診断や治療を受けた栄養不良や病気の子ども、妊産婦、授乳中の母親の人数：  
今期目標 延べ 2,100 人： 1,035 人(49 %達成)
- 母乳育児促進イベントの参加者人数：  
今期目標 延べ 3,500 人： 3,957 人(113%達成)  
【確認方法：各イベントの記録簿】

4. 乳幼児の栄養改善に向け、行政との連携・協力体制が強化される。

- 相互現地視察を含むワークショップへの行政からの参加者人数：  
今期目標 4 人： 0 人  
※ 4.2 記載の理由により、当初予定のビ県行政職員の招聘を見送った。
- 女性子ども福祉局(監督官)との合同視察ワークショップへの行政からの参加人数：  
今期目標 7 人： 延べ 17 人 (242 %達成)  
【確認方法：参加者名簿】

(4) 持続発展性

当事業の活動を引き継ぐ先を検討し、今期から連絡を取って活動紹介等を行った。第3期は、定期会合、裏づけとなるデータや広報ツールを活用しながら、より力を入れて移管・協働に関して関係者と協議・対話を進めていく。引継先の候補は以下の通り。

- ウ県・ビ県の女性子ども福祉局および保健局職員、ラジャスタン州女性子ども開発省や保健家族福祉省などの行政
- ※ 女性子ども福祉局監督官、子ども開発計画担当者、乳幼児保育施設職員、地区病院職員(医師等)、ASHA(准職員に当たるコミュニティ保健ワーカー)、ANM(准看護助産士)なども含む
- 栄養改善事業に取り組んでいる地元 NGO
- 地元民間企業や国内外のドナー

以下に、主な項目の維持・管理体制見通しを記す。

1. 栄養ワーカー

栄養ワーカーを新しく配置したビ県では事業終了後、栄養ワーカーが乳幼児保育施設職員やASHAとして雇用され、当事業で身に着けた知識・能力を活用していけるよう政府への提言を行う。また、政府へ活動の一部移管・移行を促進するに当たりし、政府と連携して栄養分野に取り組むNGOとも継続的に連絡をとる。さらに、移管体制が整うまでは自己資金で体制を維持できるよう、連携団体はを支援する。一方、ウ県では、政府への移管までは、連携団体が引き続き栄養ワーカーを自己資金で配置し、村での活動を支える。

2. 世帯情報記録システム

システムおよび栄養ワーカーの機能・成果を行政に十分に説明し、栄養ワーカーと合わせて行政の保健システムに組み込むことを提案する。政府への移管までは、連携団体がシステム維持管理を行い、デバイスにかかるインターネット接続料や維持管理費を負担する。

3. MTC(栄養不良治療センター)

行政施設であるため、当事業で支援している看護師、調理係、清掃人の報酬について、政府負担への移行交渉を進めており、ビ県清掃人の報酬は既に政府負担で合意した。事業終了時までに移管が進むことも期待されている。

4. 月例育児指導相談会

ウ県は栄養ワーカーと乳幼児保育施設職員が引き通し連携して実施、ビ県では栄養ワーカー、政府職員、准看護助産士が中心となって継続していく体制を構築中。なお、両県の連携団体は事業終了後も同活動地域で複数事業を実施するため、継続的なモニタリングおよびサポートが可能。